

配偶者(特別)控除の変更点

◆平成30年から改正適用となります

今年から、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されました。納税者本人(配偶者控除を受ける人)の所得金額によって、配偶者控除や配偶者特別控除の額が増減します。

◆本人の所得によって変動する配偶者控除

まずは配偶者控除のみで条件を見てみましょう。

- (1)本人の合計所得が900万円以下(給与収入のみで計算すると1,120万円以下)の場合→配偶者控除は38万円
- (2)本人の合計所得が950万円以下(1,170万円以下)の場合→配偶者控除は26万円
- (3)本人の合計所得が1,000万円以下(1,220万円以下)の場合→配偶者控除は13万円
- (4)本人の合計所得が1,000万円を超える場合→配偶者控除は適用されません

※配偶者の所得はいずれも38万円以下(給与収入103万円以下)であることが条件

◆配偶者特別控除の変動

今までは38万円超の配偶者の所得によって配偶者特別控除が受けられましたが、今回の改正によって本人の所得により、そのパターンが3つに分かれました。また、配偶者特別控除が受けられるのは所得123万円まで(給与収入のみで換算すると201万円まで)となる他、配偶者の所得が85万円(給与収入150万円)までは配偶者控除と同額の控除額となります。

- ・本人の所得900万円以下
→配偶者特別控除額: 38万円~3万円
- ・本人の所得950万円以下
→配偶者特別控除額: 26万円~2万円

・本人の所得1,000万円以下

→配偶者特別控除額: 13万円~1万円

※本人所得が1,000万円を超える場合は、改正前と同じく配偶者特別控除は受けられない

◆「103万円の壁」は無くなったが……

妻の収入が一定以上あると手取りが逆転したり、税金によって手取り額に差が出てしまう現象を「壁」とよく言いますが、最大の「壁」というのは「社会保険料負担」が発生することです。

この壁は未だに130万円(場合により106万円)以上で発生します。配偶者の所得が130万円以上になると、社会保険上扶養からはずれてしまいます。したがって、今まで扶養配偶者だった方の多くは、年間所得130万円未満になるように調整すると考えられます。

社会保険料関係の法改正も早急にして欲しいですね。



✓ 教育訓練給付金の拡充

◆教育訓練給付金はスキルアップの為の制度

教育訓練給付金は雇用保険に加入している働く人が職業能力を高める費用の一部を補填される制度です。資格講座や専門学校等の費用として受給できるものですが、いくらくらい支給されるのでしょうか。



教育訓練給付金は語学やパソコンなど幅広い講座が対象の「一般教育訓練給付金」と看護師、社会福祉士等専門的な

資格を目指す「専門実践教育訓練給付金」とがあります。専門実践教育訓練給付金は2018年1月から給付が10%上がり、費用の50%、年間40万円まで受給できるようになりました。支給期間は最長3年で、一旦自分で立替え、半年ごとに受け取ります。専門資格を取得すると費用の20%が上乘せされます。年間56万円が上限です。退職し、昼間の専門学校に通う45歳未満の方は雇用保険の基本手当が終了した後に受け取れる「教育訓練支援給付金」も50%から80%にアップされました。また、一般教育訓練給付金の給付率は費用の20%、10万円が上限で、受講終了日の翌日から1カ月以内にハローワークに申請します。

◆主婦や高齢者にも幅広く対象に

65歳以上の高齢者は2017年1月より現役世代と同じ教育訓練給付金の対象者となっています。所定労働時間が週20時間以上で31日以上雇用される見込みがあれば雇用保険に入る事ができるようになったからです。同じ会社で継続雇用され65歳になった人も65歳以上で再就職をした人も対象になります。

◆給付金受給の手続き

始めて給付金を受ける時には雇用保険の加入期間が専門実践教育訓練給付金は2年以上、一般教育訓練給付金は1年以上必要です。今働いているか、退職後1年以内の人が受給できます。2回目以降は加入期間が3年以上必要で申請にはハローワークに被保険者証を持参しましょう。

お仕事カレンダー 平成30年6月



日中は汗ばむ陽気となりました。
暑い季節に向かいますゆえ、なにとぞご自愛ください。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	金		18	月	
2	土		19	火	
3	日		20	水	
4	月		21	木	
5	火		22	金	
6	水		23	土	
7	木		24	日	
8	金		25	月	
9	土		26	火	
10	日		27	水	
11	月	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(5月分)の納付期限	28	木	
12	火		29	金	
13	水		30	土	
14	木		7/2	月	■ 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税>
15	金	■ 所得税の予定納税額の通知			■ 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分)
16	土				■ 消費税の年税額が400万超の1月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等>
17	日				■ 個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING